

高山市市道の構造の技術的基準を定める条例の概要について

1. 市道の構造の技術的基準

国の参酌基準（現行と同じ。）と同じ内容とする。ただし、「車線の分離」、「停車帯」、「歩道」、「平面交差又は接続」の一部及び「歩行空間整備の場合の特例」、「伝統的建造物群保存地区等における市道の整備の場合の特例」について、参酌基準によらないものとする。

2. 参酌基準によらない事項

(1) 県条例と同じ内容としたもの

事項	参酌基準	市条例における基準
車線の分離 (第5条第8項)	規定なし	片側1車線道路において、安全な交通を確保する必要がある場合、中央帯を設ける。
停車帯 (第8条第2項)	幅員は2.5mとし、1.5mまで縮小可能	幅員は1.5mとする。
歩道 (第11条第3項)	幅員は2.0m以上とする。	幅員は2.0m以上とするが、やむを得ない場合は1.5mまで縮小可能とする。
平面交差又は接続 (第29条第4項)	右折車線等は、普通道路で3.0m、小型道路で2.5mを標準とする。	右折車線に限りやむを得ない場合、普通道路で2.5m、小型道路で2.0mまで縮小可能とする。

(2) 市独自の基準

歩行空間整備の場合の特例 (第44条)	規定なし	歩道の設置が困難な道路において、路肩等を彩色等により車道と区別し、歩行空間として整備できる。
伝統的建造物群保存地区等における市道の整備の場合の特例 (第45条)	規定なし	伝統的建造物群保存地区又は市街地景観保存区域内の道路整備に当たっては、文化財保護又は景観保全の観点から必要と認められる場合はこの基準によらないことができる。

(参考) 道路構造令に基づく道路の区分

種	級	道路の存する 地域	道路の種類	計画交通量 (台/日)
第1種	第1～ 4級	地方部	高速自動車国道及び 自動車専用道路	(略)
第2種	第1～ 2級	都市部		
第3種	第1級	地方部	一般国道	
	第2級		一般国道・都道府県 道・市町村道	4,000以上
	第3級			1,500～4,000
	第4級			500～1,500
	第5級		市町村道	500未満
第4種	第1級	都市部	一般国道・都道府県 道・市町村道	10,000以上
	第2級			4,000～10,000
	第3級			500～4,000
	第4級		市町村道	500未満

太線枠内は市道関係

(注) 計画交通量とは、地域の将来像や経済の状況等を勘案した交通量